


所管部課	総務部総務管財課		部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインについて					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	契約事務規則				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインを次のように制定する。</p> <p>(1) 主な制定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①プロポーザル方式採用の決定方法について 原則として、契約担当課と事前調整のうえ実施概要を制定し、市長決裁により決定 ②プロポーザルに参加できる者の資格について 原則として、入札参加資格を有すること等 ③プロポーザル方式の実施手順について 実施要領や選定委員会設置要領の策定、応募受付、説明図書の配布、審査、契約締結等 ④その他 情報公開について 等 <p>(2) 施行日 平成31年4月1日</p> <p>(3) 影響と効果 プロポーザル方式の運用について、より一層の、公正性、透明性及び客観性を担保することができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成31年3月28日 市長決裁済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>制定した内容は概要を示したものであり、詳細については、該当業務等の内容等に応じて適宜主管課にて判断する必要がある。</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>ガイドラインについて、共有情報に掲載し、庁内が共通認識をもったうえで事務にあたることのできるようにする。</p> <p>なお、参考様式等は別途作成し、同様に共有情報への掲載を予定している。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。